平成２９年（フ）第３１８号
東京都小金井市中町２丁目１番16号ハイツ武井201
破産者　宮口千賀子
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９９号
静岡県浜松市中区大工町125番地
破産者　大発地所株式会社
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２６５号
大津市比叡辻２丁目11番４―204号比叡辻団地
破産者　株式会社クリエイティブ
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１１７号
京都市中京区壬生御所ノ内町27―15レスポアール四条大宮701
破産者　株式会社ロビンズインターナショナル
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２５号
京都市南区西九条島町４番地、商業登記簿上の本店所在地京都市南区西九条島町１番地の４
破産者　疋田自動車工業有限会社
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６６号
京都市伏見区納所中河原17番地５
破産者　株式会社デント・モデリスタ
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１２１８号
さいたま市岩槻区笹久保1427番地
破産者　関東バイオエナジー株式会社
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号
千葉県君津市人見４丁目８番38号　５
破産者　中熊　義彦
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１９７号
石川県加賀市山代温泉山背台１丁目24番地
破産者　有限会社中央マート
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３号
滋賀県米原市間田289番地
破産者　株式会社秋山商会
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第２０７４号
北海道恵庭市緑町２丁目７番２号
破産者　有限会社道農機械システム
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７０号
千葉県長生郡睦沢町川島1586番地５
破産者　浅野貴世子
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
千葉県長生郡長南町棚毛609番地３
破産者　玉井　　廣
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第１１９５７号
東京都文京区後楽１丁目２番２号
破産者　株式会社インターナショナルイーシー
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７３７号
神奈川県藤沢市湘南台５丁目22番地の36
破産者　有限会社三陽電気商会
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４０号
静岡市駿河区下島134番地の１
破産者　ＭＡＣ株式会社
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８１号
名古屋市西区中沼町304番地
破産者　平和商事株式会社
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７７９号
神戸市須磨区磯馴町５丁目１番21―601号
破産者　株式会社ＲＩＳＥ
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６１号
大阪府泉南郡岬町深日1240―７、商業登記簿上の本店所在地和歌山県紀の川市古和田531番地の１
破産者　内港運送株式会社
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１３０号
長崎県諫早市小川町746番地５
破産者　有限会社久山通信
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
北海道登別市若草町６丁目15番地65
破産者　株式会社プロテック
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２２３号
北海道旭川市豊岡４条４丁目２番18号
破産者　株式会社アシスト建築企画
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部